（測定器等の較正に関する規則の一部改正）

第三条　測定器等の較正に関する規則（平成九年郵政省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（較正員の要件） **第十一条**　法第百二条の十八第九項の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条による大学又は高等専門学校において無線通信工学に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ［二・三　略］	（較正員の要件） **第十一条**　法第百二条の十八第九項の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条による大学又は高等専門学校において無線通信工学に関する科目を修めて卒業した者 ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条中無線従事者規則別表第二十一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十二号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第十九条の規定に基づき、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
様式第４号（第６条第２項関係） 番　　号 年　月　日 殿 紛争調整委員会 会長　　㊞ あっせん開始通知書 申請人　　から　年　月　日申請のあったあなたとの間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第５条第１項の規定に基づき、　　労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第６条第２項の規定に基づき、通知します。 記 １　事件番号	**様式第４号**（第６条第２項関係） 番　　号 年　月　日 殿 紛争調整委員会 会長　　㊞ あっせん開始通知書 申請人　　から　年　月　日申請のあったあなたとの間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第５条第１項の規定に基づき、　　労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第６条第２項の規定に基づき、通知します。 記 １　事件番号